

地上式一級火薬庫定期自主検査検査表

火薬庫所有者	検査実施日			年 月 日		
	検査者					
火薬庫所在地	検査火薬庫			爆薬庫 ・ 火工品庫		
	許可年月日 許可番号			最大貯蔵量		
保安責任者 免状番号	立会者					
	同行者					
代理者 免状番号						
検査項目	検査内容			結果	特記事項	
1-1 保安距離 (23)	近接する保安物件名		法定距離	実際距離	適・否	事業用施設とは、規則第23条第7項の適用をいう。
	第1種保安物件		m	m		
	第2種保安物件		m	m		
	第3種保安物件 (事業用施設)	( )	m	m		
	第4種保安物件 (事業用施設)	( )	m	m		
	規則第23条の3の適用の有無(土堤:4分の5以上の高さ)					
1-2 火薬庫の設置場所 (24-1)	設置場所は湿地でないこと。			適・否		
1-3 火薬庫の構造 (24-2)	① 平屋建の鉄筋コンクリート、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造のいずれかであること。			適・否		
	② 堅ろう高位であること。			適・否		
	③ 排水に留意していること。			適・否		
1-4 火薬庫の壁 (24-3)	壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の部分は15cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造、又は石造の部分は20cm以上であること。			適・否		
1-5 火薬庫の入口の扉 (24-4)	① 入口の扉は二重扉であること。			適・否		
	② 外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板製であり、かつ内側をアングル等で補強してあること。			適・否		
	③ 内扉と外扉はそれぞれ錠があり、外扉の錠は、南京錠及びびび錠以外の錠であること。			適・否		
	④ その他盗難防止の措置が講じてあること。 ・内扉は木製であること。 ・外扉の蝶番は3箇所以上あること。 ・蝶番側にロッド棒が上下2箇所以上取り付けられていること。 ・その他扉枠の固定、目隠し等がしてあること。			適・否	「盗難防止設備基準」	
1-6 火薬庫の窓 (24-5) (設置してある場合)	① 窓は地盤面から1.7m以上の高さであること。			適・否		
	② 数は火薬庫の大きさに応じ適当であること。			適・否		
	③ 10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒がはめ込んであること。			適・否		
	④ 窓の内方に、不透明ガラスを使用した引戸があること。			適・否		
	⑤ 窓の外方に、外から開くことのできない防火扉があること。			適・否		
1-7 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床及び通気孔 (24-6)	① 床は地盤面から30cm以上の高さであること。			適・否		
	② 床下に3個以上の通気孔を設けてあること。			適・否		
	③ 通気孔に金網が張ってあること。			適・否		
	④ 幅20cm以上の通気孔の場合、約5cmの間隔で、直径1cm以上の鉄棒をはめ込んであること。			適・否		

検査項目	検査内容	結果	特記事項
1-8 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面 (24-7)	① 火薬庫の内面(壁, 床, 天井)はすべて板張りであること。	適・否	
	② 火薬庫の床面に鉄類を表していないこと。	適・否	
1-9 火薬庫の換気孔 (24-8)	① 換気孔に金網が張ってあること。	適・否	
	② 換気孔は天井に1個以上設けてあること。	適・否	
	③ 天井裏から外部に通ずるように両つまに各1個以上設けてあること。	適・否	
1-10 火薬庫の暖房設備 (24-9)	暖房設備は, 温水式以外のものを使用していないこと。	適・否	(設置してある場合)
1-11 火薬庫の照明設備 (24-10) (設置してある場合)	① 防爆式の電燈であること。	適・否	(設置してある場合)
	② 配線は, 金属線ぴ工事, 金属管工事, がい装ケーブルを使用するケーブル工事等火薬庫内に表さないように配線していること。	適・否	
	③ 自動遮断器又は開閉器は火薬庫外に設置してあること。	適・否	
1-12 火薬庫の小屋組及び屋根 (24-11)	① 小屋組は木造であること。	適・否	
	② 屋根の外表面は, 金属板, スレート板, 瓦等の不燃性物質を使用し, 盗難及び火災を防ぐ構造であること。	適・否	
1-13 避雷装置 (24-12)	① 避雷装置を設けてあること。	適・否	
	② 避雷装置は, 別表dによる。	適・否	
1-14 土堤 (24-13)	① 火薬庫の周囲を土堤で囲んであること。	適・否	
	② 土堤は, 別表aによる。	適・否	
1-15 防火設備及び警戒設備 (24-14)	① 火薬庫の境界に沿い, 幅2m以上の防火用空地があること。	適・否	
	② 境界付近に貯水槽を備えバケツを置くなど, 防火設備があること。	適・否	
	③ 境界には有刺鉄線等を張り, 入口を施錠し, 火薬庫の境界に「火薬」, 「立入禁止」, 「火気厳禁」等を書いた警戒札があること。	適・否	
1-16 点灯設備等 (24-15)	火薬庫の外部はできるだけ夜間点燈し, 天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ってあること。 (金網:8番線以上の太さで網目5cm以下)	適・否	金網の太さ網目は「盗難防止設備基準」
1-17 警鳴装置等 (24-16)	① 火薬庫には警鳴装置を設置してあること。 (見張所等を設置し, 見張人を常時配置している場合を除く。)	適・否	「盗難防止設備基準」
	② 警鳴装置は, 正常に作動すること。	適・否	
	③ 管理すべき者が常駐している場所の警鳴装置が作動すること。	適・否	
	④ その他警鳴装置の機能は適切であること。 ・扉にドアスイッチがあること。 ・有線式の場合, 配線のどの部分を切っても警鳴装置が作動する構造であること。 ・天井に警戒細線(又は振動装置)があること。 ・内壁に警戒細線があること。(鉄筋コンクリートの場合を除く。) ・警鳴部は堅固な設備に収納し, かつ施錠してあること。 ・警鳴装置の音量は, 80ホン以上であること。	適・否	
(貯蔵上の取扱い)	① 境界内に爆発, 発火, 燃焼しやすい物をたい積していないこと。	適・否	
	② 火薬類以外の物を貯蔵していないこと。	適・否	
	③ 床面は清掃されていること。	適・否	
	④ 爆薬庫には最高最低寒暖計が備えられていること。	適・否	
	⑤ 火薬類を収納した箱は, 内壁から30cm以上隔て, 高さは1.8m以下であること。	適・否	
	⑥ 製造後1年以上経過した火薬類がある場合, 異常はないこと。	適・否	
	⑦ 帳簿は正確に記載し, 在庫と一致すること。	適・否	

注) 規則第32条の特則承認を受けたものにあつては, その承認された基準による。